

【テーマ案①】 地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現に向けて		各委員から頂いたご意見	
現状及び課題	提言案	現状及び課題	提言案
<p>(案) 今後、高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らしや身寄りのない高齢者、認知症の高齢者の増加が見込まれており、8050問題等の複合課題に対する支援体制の強化や関係機関との連携に加え、地域力を活かした地域ぐるみの支援が一層必要となる。 また、高齢者ニーズを把握した個別支援や地域の多様な担い手によるさらなる見守り体制の構築などの地域課題を踏まえた地域づくりが求められる。 加えて、介護予防だけではなく、高齢者の社会参加や就労を通じて地域の担い手につながる支援も求められる。 こうした課題に対応するため、大田区らしい地域共生社会の実現に向けて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせるよう、区及びセンターには次のような取組が必要である。</p>	<p>(1)センターは、「8050問題」など様々な課題を抱える高齢者世帯に対して、包括的に相談を受け止め、関係機関と連携し、複雑・複合化した課題等について、地域ケア会議や重層的支援会議を活用しながら「チーム支援」で適切に取り組むこと。また、高齢者やその家族にとって身近な総合相談窓口となるよう、センターの周知に努めること。</p>	<p>ご意見① 今後「身寄りのない高齢者」が増加すると見込まれている。また、「地域共生社会の実現」、「地域包括ケア」、「重層的支援体制整備事業」を意識した「現状及び課題」の記述が必要ではないか。 →テーマ案①(1)を重層的支援を意識した記述にさせていただきました。</p> <p>ご意見② 権利擁護事業について「権利擁護事業」は欠かせない事業である。特に現在、「意思決定支援」が重要視されており、地域包括支援センターでの権利擁護相談では本人の意思を聞き取り、成年後見制度などの基本的な説明を実施し、適切に中核機関(福祉管理課、おおた成年後見センター)につなぐ必要がある。また、区が重要課題として捉え中核機関が推進している「おいじたく事業」についても権利擁護事業としての業務の一環として進めていく必要がある。加えて権利擁護事業は区民の生命と権利を守るという使命から、中核機関や高齢福祉課は地域包括支援センターを支えていく必要がある。 →権利擁護支援について、適切な相談対応ができるよう、センター職員全体の知識向上を図ることで、対応力の向上につなげることができるようテーマ案③(2)に記載いたしました。</p> <p>ご意見③ 高齢者の社会参加について 現状・課題のように高齢者の社会参加は高齢者が生きがいを持って自分らしく生活するために(介護予防だけではなく)重要な視点である。そのために区は、老人いこいの家をシニアステーション化し取り組んできた。 前回の第7期においても同じく提言されているが、地域包括支援センターの総合相談からシニアステーション(老人いこいの家も含め)やつどいの場などの状況を把握し、本人の意思を尊重した参加支援へと円滑につなぐことを期待したい。その際、相談内容によってはいきいきごとステーションやシルバー人材センターなど就職・就労へのつなぎの必要性も考慮したい。以上のためにはネットワーク必要であり、高齢福祉課、元気高齢者担当課などの行政による参加のネットワーク構築支援が欠かせない。 →頂いたご意見を踏まえ、テーマ案①(2)に「社会参加の促進」を追記させていただきました。</p> <p>ご意見④ 高齢者が住みよい「地域づくり」について 地域包括支援センターは日常生活圏域に存在する。2005年に地域包括ケアの体制を支える地域の中核機関として設置され、実績を積み上げ、各機関等の努力があり地域に根付いている。今後はその延長線上、重層的支援体制整備事業の「地域づくり」の視点でさらなる実践の積み上げを期待する。 具体的には、大田区の地域特性である日常生活圏域の視点で、各特別出張所、社会福祉協議会(地域福祉コーディネーター)そして地域包括支援センターの3者が緊密に連携し各地域の特色を生かした「地域づくり」を実践することである。各特別出張所は地域の実情、行政施策情報等の専門性を持つ。地域包括支援センターは高齢福祉介護医療の専門性を持つ。社会福祉協議会は地域福祉の専門性を持つ、それぞれの強みを生かした事業展開を望む。 その際、各機関を所管する行政(地域力推進部、福祉管理課、高齢福祉課など)は部局横断型で連携し「地域に根づいた地域包括ケア」のさらなる推進を期待したい。 →テーマ案①(4)に新たな提言として追加させていただきました。</p>	
	<p>(2)センターは、シニアステーションや様々な場と連携を図り、高齢者の介護予防や社会参加の促進に向けて、より一層取り組むこと。</p>		
	<p>(3)区及びセンターは、認知症への理解拡大に向けた啓発活動に取り組むこと。</p>		
	<p>(4)センターは、高齢福祉の専門性を発揮し、地域の特色を活かした地域づくりに向けて、区や社会福祉協議会をはじめとした関係機関とともに取り組むこと。</p>		
			<p>ご意見⑤ 包括的・継続的ケアマネジメントと地域ケア会議について 支援の必要な高齢者が適切なケアにより地域で生活していくには、途切れることのないケアマネジメントが欠かせない。 今後、後期高齢者増に伴う介護を必要とする人の増加や介護支援専門員の人材不足の課題に対応するために介護保険課や地域包括支援センターによる介護支援専門員への支援の必要性は増していると考えられる。また、介護支援専門員が一人では抱えきれず、本来の業務を超えて対応せざるを得ないケースが増えている。その現状に対応する意味でも「地域ケア会議」の実施は重要である。 特に8050問題や精神疾患など複雑な課題を抱えているケースは介護支援専門員のケアマネジメントだけでは対応が困難である、地域包括支援センターの支援により、また地域包括支援センターが高齢福祉課や地域福祉課などの行政機関につなぐことにより介護支援専門員を支援することである。例えば、より困難なケースについては地域ケア会議から一歩進んで重層的支援会議を活用したチーム支</p>

			援により家族を含んだ支援に進めることである。 また、介護保険課はケアマネジメントの根幹にかかわる介護支援専門員の質の向上や人材確保に、介護支援専門員連絡会など専門職団体への支援も含め、取り組む必要がある。 →テーマ案①(1)に地域ケア会議や重層的支援会議等を活用しながら、チーム支援により支援していくという視点を追記させていただきました。
--	--	--	---

【テーマ案②】 地域包括支援センターの事業評価について

現状及び課題	提言案	現状及び課題	提言案
(案) 地域包括支援センターの事業評価は、平成30年度の介護保険法改正により義務規定となった。大田区では平成27年度から事業評価を実施してきており、様々な変遷を経て、国の評価指標を活用しながら、区の確認項目を用いて事業評価を実施してきた。 令和4年度には話し合い形式による評価を実施し、令和5・6年度には書面形式での評価を実施してきた。今後もセンターの機能強化につながるような事業評価の実施を期待する。	(1)区は、利用者、民生委員児童委員及び介護支援専門員へのアンケートを定期的実施するなど、第三者の視点を取り入れながら事業評価を実施するよう努めること。なお、アンケートの実施の際には、配布方法や記入様式を工夫し、実態把握に努めること。 (2)区は、センター及び受託法人と相互に意見交換ができるよう、事業評価の手法を工夫すること。 (3)区は、各センターの機能強化につなげられるよう、事業報告書、事業計画書及び評価結果については、センター間で共有できるようにすること。また、センターはそれらを活用し、機能強化に努めること。		

【テーマ案③】 職員の人材育成について

現状及び課題	提言案	現状及び課題	提言案
(案) 8050問題や老々介護など複合的な課題が増え、高齢者の相談内容も多様化しており、センター職員のスキルアップが求められている。 複雑多様化する区民の相談に適切に対応できるよう、センター職員全体の資質向上に向けて、次のような取組を求めると。	(1)区及びセンターは、センター職員研修やOJTを最大限に活用し、大田区福祉人材育成・交流センター等と連携を図りながら、多様な相談や幅広いセンター業務に対応できる人材を育成すること。 (2)区は、消費者被害の防止、老いたくの普及・啓発を含む成年後見制度などの権利擁護支援について、適切な相談対応を行うことができるよう、センター職員全体の知識向上を図ること。 (3)区は、個人情報の保護の観点から、情報セキュリティの研修を実施し、センター職員のセキュリティ意識の向上に取組むこと。 (4)区は、センターの好事例や困難事例をデジタルツール等を活用しながら共有するなど、センター間の連携・協働を推進し、先行事例の経験を蓄積することで、センター全体のレベルアップを図ること。		ご意見① 人材育成については、福祉管理課主管の大田区福祉人材育成・交流センターとの連携が必要である。 →テーマ案③(1)に大田区福祉人材育成・交流センターとの連携について追記させていただきました。 ご意見② 提言の作り方(記述)に関して主語を明確にしたい。地域包括支援センター(委託先)に対する提言なのか、行政機関(委託元)に対する提言なのか、役割をできる限り明確にしていく必要がある。 →各テーマの提言案について、主語を明記いたしました。